

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(修学資金の貸与の申請)</p> <p>第2条 臨時貸与条例第2条の規定による貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による提出は、<u>県内の養成施設に在学している者に係るもの</u>にあつては、<u>養成施設の長を経由して行うものとする。</u></p> <p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第3条 知事は、前条第1項の規定による貸与の申請があつたときは、提出された書類の審査により選考を行つて貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知は、<u>県内の養成施設に在学している者に係るもの</u>にあつては、<u>養成施設の長を経由して行うものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>3 この規則は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。</p>	<p>(修学資金の貸与の申請)</p> <p>第2条 臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（<u>県外に所在する養成施設に在学している者を除く。</u>）は、別に定める申請書を<u>養成施設の長を経由して</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（県外に所在する養成施設に在学している者に限る。）又は条例第2条第1項及び第3項の規定による臨時特別貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第3条 知事は、前条第1項の規定による臨時一般貸与の申請があつたときは、提出された書類の審査により選考を行つて貸与するかどうかを決定し、その結果を<u>養成施設の長を経由して</u>本人に通知するものとする。</p> <p>2 <u>知事は、前条第2項の規定による臨時一般貸与又は臨時特別貸与の申請があつたときは、提出された書類の審査により選考を行つて貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>3 この規則は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。